令和６年11月22日（金）
都市経営戦略会議 説明資料

第3期
さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン（素案）について

子ども未来局　子ども育成部
子ども・青少年政策課

■本日の審議事項

「第3期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン（素案）」について

目次

第1章　計画策定にあたって
第2章　さいたま市の現況と課題
第3章　計画の基本的な考え方
第4章　施策の展開
第5章　子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保方策

スケジュール

第1章　計画策定にあたって①

概　要

以下の点を踏まえ、「第３期子ども・青少年のびのび希望プラン」を**令和６年度中に策定**する。
①現行の「第２期子ども・青少年のびのび希望プラン」の計画期間が令和６年度末に終了
②こども基本法に基づき、「市町村こども計画」の策定が努力義務化

計画期間

令和７年度～令和１１年度（５年間）
※計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合は、必要に応じて中間年を目安に見直しを行う。

計画体系

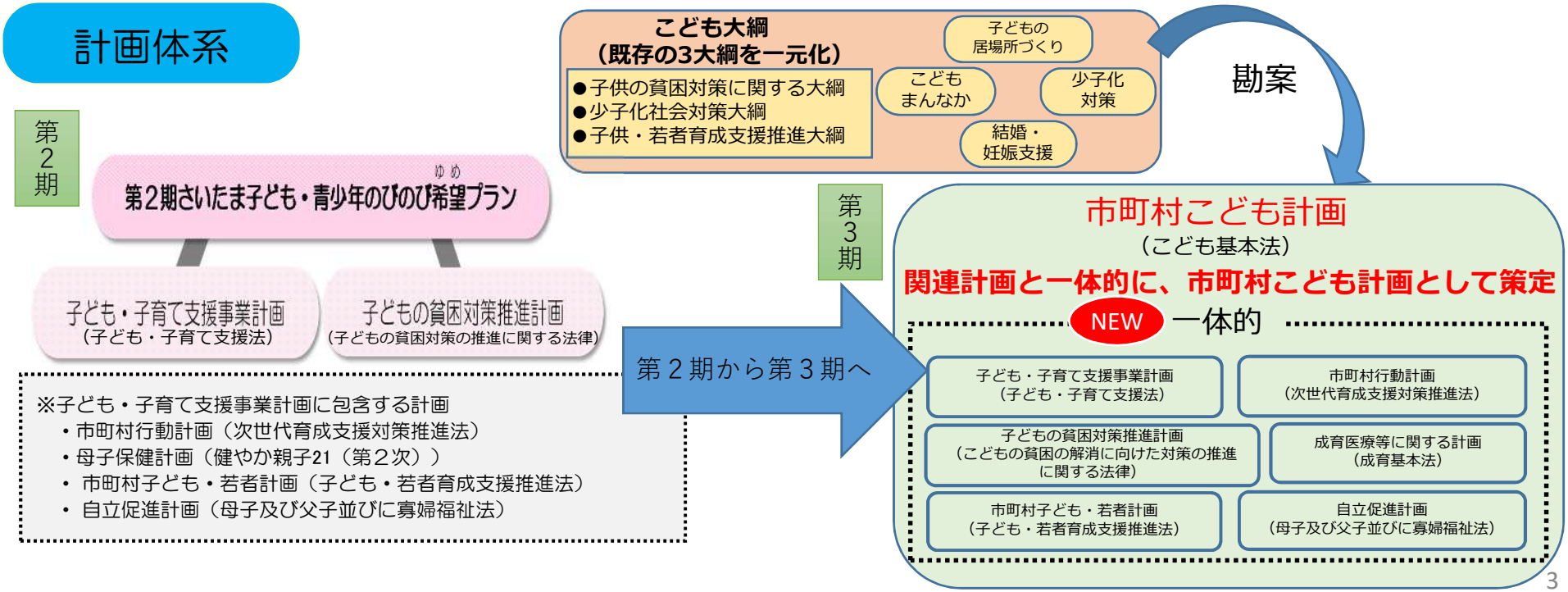

第1章　計画策定にあたって②

計画の策定に向けた取組

①子どもの生活状況等に関する調査の実施

実施期間：令和４年８月４日～８月２１日
調査対象：未就学児保護者、小学生・中学生・１６歳と保護者、生活保護・児童扶養手当・就学援助受給世帯の小学生・中学生と保護者
総計10,000世帯
調査項目：世帯構成、収入、就労、生活状況、行政支援の利用状況、子どもの生活習慣・学習習慣 等

②計画策定に係る基礎調査の実施

実施期間：令和５年12月１日～12月26日
調査対象：未就学児保護者、小学生保護者、18歳未満、青年、妊婦、ひとり親　　総計25,346名
調査項目：各事業の利用意向、就労状況等

③子育て支援策検証業務の実施 NEW

実施期間：令和６年５月２１日～
検証内容：下記により市の子育て支援策の検証を実施
１）子育て世代の意識調査
（20～49歳の市内在住の男女5,000人を無作為抽出）
２）聞き取り調査・現地調査
（本市・他自治体、施設・利用者、市内企業・団体など）
３）文献調査（官公庁の公開情報・公的資料など）

⇒検証内容を踏まえ、有識者の監修により提言

④子ども・若者ワークショップの実施 NEW

実施期間：令和６年６月２９日
参加者：小学生２名、中学生３名、高校生１名、大学生５名
計１１名
テーマ：①大人に伝えたいこと
②今、気になっていること
③もっとこうだったらいいのにな！と思うこと
④子どもたちのために使えるお金があるとしたら、どんなことに使ってほしいか
⑤みんなの好きな居場所、ホッとできる居場所

⑤タウンミーティングの実施 NEW

実施期間：令和６年７月～１０月
（各区及びオンラインの計１１回開催）
参加者：中学生２名、高校生36名、大学生10名、
大人134名　計182名（うち傍聴者13名）
※学生は39歳以下に限る。
テーマ：④と同様
※ 大人の参加者に対しては以下のテーマ
・子ども・若者の意見をどう受け止めるか
・子育て中に困っていること、配慮してほしいこと
・子どもや子育てに優しい社会にするために、一人ひとりが取り組めること

⑥小・中学生の意見聴取 NEW

実施期間：令和６年９月３日
（市内５校の小中学校と市長がオンラインで意見交換）
参加者：小学生７名、中学生１７名　計２４名
テーマ：④と同様

第２章　さいたま市の現況と課題

第２期計画の実施状況や各種調査の結果から課題を抽出

項目	課題の内容
（１）結婚・妊娠・出産をかなえるための課題	●若者が将来に希望を持ち、結婚や妊娠・出産を望む人が希望かなえられるよう、子育てと就労の両立支援や経済的支援、出産・育児への不安を軽減する取組が必要。 ●結婚を希望する人への支援とともに、出会いの場の提供などの取組が求められている。
（２）妊娠期からの切れ目のない母子保健体制についての課題	●妊娠・出産に係る経済的負担の軽減や、不安を解消するための情報提供や相談体制の充実、出産後の心身のケアや育児のサポートの充実が求められている。
（３）子育て環境についての課題	●保育や放課後の児童の居場所に関し、数的な整備とともに人員の確保や質の向上が必要。 ●子どもを持つこと、育てることの経済的負担の軽減が必要。
（４）子ども・若者の権利や社会参画についての課題	●子どもの自己肯定感の向上に向け、子どもに様々な体験を提供し、社会参画意識が高まるよう努めることが重要。 ●子どもに関する施策は、子ども・若者の意見を尊重し、ともに進めていくことが求められている。
（５）子ども・若者の生活についての課題	●子ども・若者が安全で安心して過ごせる居場所づくりが必要。 ●相談支援の認知度が低いため、積極的な周知が必要。
（６）子どもの貧困・ひとり親家庭等についての課題	●貧困の連鎖を断ち切るため、経済的支援や就業支援、子どもの学習支援など様々な取組の推進が必要。 ●地域における子ども食堂やボランティアによる学習支援など地域社会全体での取組が求められている。
（７）社会的養育・児童虐待についての課題	●相談体制を整備し、社会全体で子育て世帯を見守ることで、虐待の発生予防と早期発見に努めることが必要。 ●子どもの最善の利益や社会全体で育むという理念を踏まえた社会的養育の推進が必要。
（８）障害児施策についての課題	●発達に不安を抱える子どもの保護者の不安を軽減し、障害の早期発見や早期療育できる環境の整備が求められている。 ●引き続き、障害児や医療的ケア児の保育施設や学校への受入環境の整備が必要。

第３章　計画の基本的な考え方【計画の基本理念・視点】

第２期

■ 計画の基本理念

子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考え、未来を担うすべての子ども・青少年が輝いて成長できるまち

■ 計画の視点

●子ども・青少年が主体の視点
●すべての子ども・青少年・子育て家庭を支援する視点
●社会全体で支援する視点

踏襲

第３期

■ 計画の基本理念

社会全体で子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考え、未来を担うすべての子ども・青少年が自分らしく輝いて成長できるまち

「こどもまんなか」の視点　NEW

■ 計画の視点

●子ども・青少年が主体の視点
●すべての子ども・青少年・子育て家庭を支援する視点
●社会全体で支援する視点

第３章　計画の基本的な考え方【基本目標・基本施策】

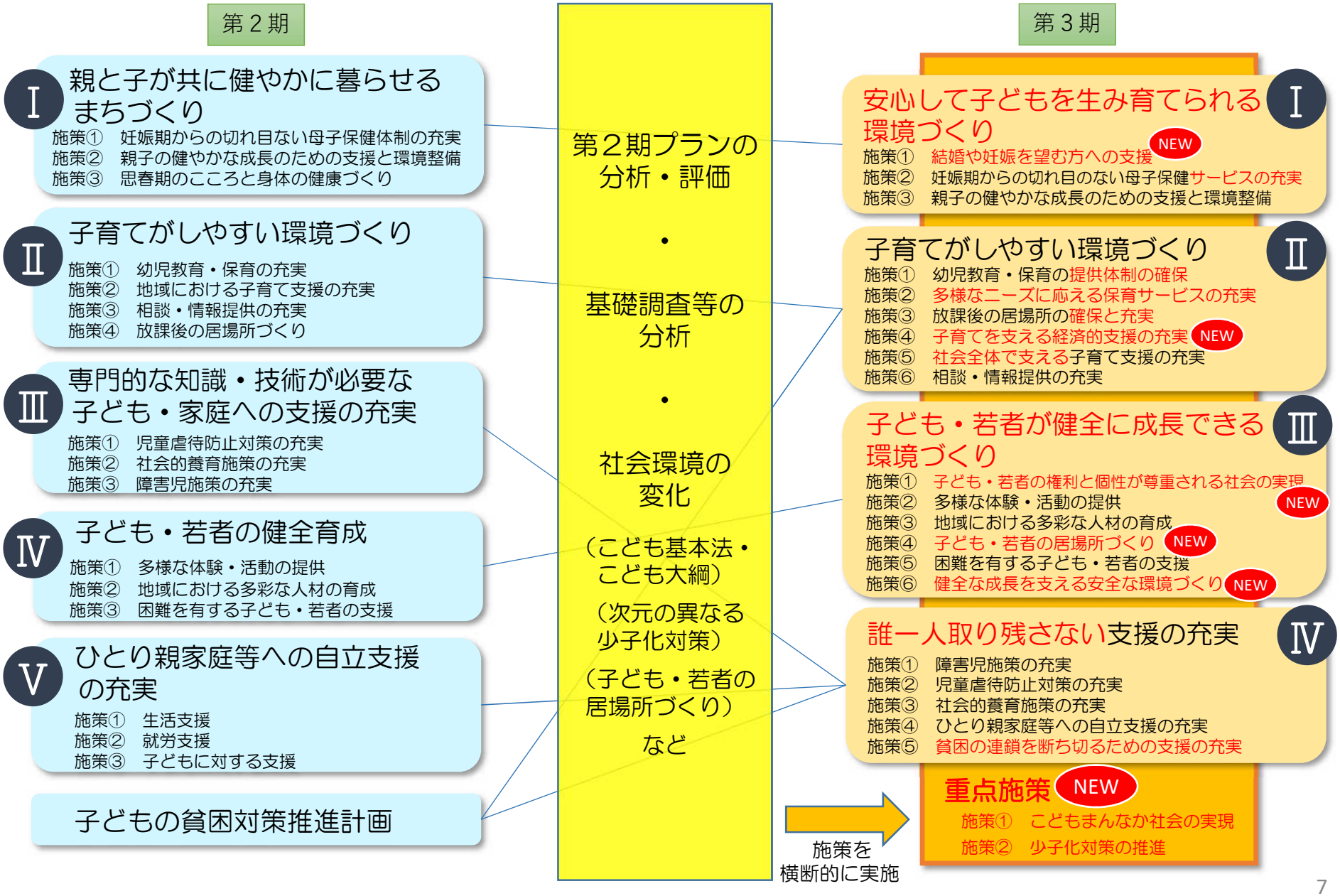

第４章　施策の展開【基本目標１・基本目標２】

基本目標１
安心して子どもを生み育てられる環境づくり

結婚・妊娠から出産、産後ケアからその後の子育てに至るまで、身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送れるように切れ目なく支援します。

施策①　結婚や妊娠を望む方への支援
- デジタルを活用した婚活の推進、不妊・不育相談　など

施策②　妊娠期からの切れ目のない母子保健サービスの充実
- 妊産婦・新生児訪問指導、出産前教室、産後ケア事業　など

施策③　親子の健やかな成長のための支援と環境整備
- 乳幼児健康診査、子育てに関する教室、思春期保健事業　など

成果指標 NEW	実績値 令和５年度	目標値 令和11年度
妊娠・出産について満足している人の割合（妊娠期から産後早期に助産師・保健師等専門職からの指導やケアを十分に受けられた人の割合）	79.8%	84.4%

基本目標２
子育てがしやすい環境づくり

多様化していく子育てニーズに対応できるよう、教育・保育施設、児童の放課後の居場所の充実を図るとともに、様々な子育て支援サービスを拡充します。

施策①　幼児教育・保育の提供体制の確保
- 幼稚園、認定こども園、保育所等、幼保小連携推進　など

施策②　多様なニーズに応える保育サービスの充実
- 預かり保育、延長保育、ファミリー・サポート・センター など

施策③　放課後の居場所の確保と充実
- 放課後児童クラブ、放課後子ども居場所事業　など

施策④　子育てを支える経済的支援の充実
- 子育て支援医療費助成、各種給付金、教育費支援　など

施策⑤　社会全体で支える子育て支援の充実
- 父親や祖父母の子育て参加の促進、子育て支援センター　など

施策⑥　相談・情報提供の充実
- 各種相談事業、講座開催、さいたま子育てＷＥＢ　など

成果指標 NEW	実績値 令和５年度	目標値 令和11年度
安心して子どもが育てられる環境が整っていると感じる市民の割合	72.6%	82%

第４章　施策の展開【基本目標３・基本目標４】

基本目標３
子ども・若者が健全に成長できる環境づくり

子ども・若者が権利の主体として、健全に成長できるよう、多様な体験・活動の提供や、居場所づくりなどに取り組みます。

施策①　子ども・若者の権利と個性が尊重される社会の実現
- 青少年の主張大会、子ども・若者の提案、各種人権教育　など

施策②　多様な体験・活動の提供
- チャレンジスクールの推進、二十歳の集い、職業体験　など

施策③　地域における多彩な人材の育成
- 郷土芸能伝承活動支援、プレーワーカーの育成　など

施策④　子ども・若者の居場所づくり
- 児童育成支援拠点、子ども食堂等への支援　など

施策⑤　困難を有する子ども・若者の支援
- 若者自立支援ルーム、ヤングケアラー等への訪問支援　など

施策⑥　健全な成長を支える安全な環境づくり
- いじめ防止対策、非行防止対策の推進、交通安全教室　など

成果指標 NEW	実績値 令和５年度	目標値 令和11年度
子ども・青少年が健全に成長していると感じる市民の割合	79.8%	88%
「将来の夢や希望を持っている」生徒（中３）の割合	69.7%	78%

基本目標４
誰一人取り残さない支援の充実

子ども・若者が生まれ育った環境等に左右されず、個性が尊重され、健やかに育ち、社会に参画していく担い手の１人となるために、家庭の特性や支援ニーズに応じたきめ細かい支援を推進します。

施策①　障害児施策の充実
- 総合療育センター、医療的ケア児保育の支援、　など

施策②　児童虐待防止対策の充実
- 児童相談所における支援、児童虐待防止啓発、など

施策③　社会的養育施策の充実
- 児童養護施設等退所児童への支援、里親制度　など

施策④　ひとり親家庭等への自立支援の充実
- ひとり親家庭等の就業・自立支援、母子緊急一時保護　など

施策⑤　貧困の連鎖を断ち切るための支援の充実
- 生活困窮家庭向け学習支援、各種減免制度　など

成果指標 NEW	実績値（令和5年度）	目標値 令和11年度
子どもの育てにくさを感じたときに、相談先や解決方法を知っている保護者の割合	74%	80%
悩みや困ったことがあると助けてくれる人がいる子どもの割合（支援利用者）	95.9%（令和4年度）	100%

第４章　施策の展開【重点施策１】 NEW

■重点施策１　こどもまんなか社会の実現

現況と課題

●令和5年4月、こども基本法が施行、こども家庭庁が発足。
⇒すべてのこどもや若者たちが、幸せに暮らせるように、常にこどもや若者の今とこれからにとって最もよいことは何かを考え、こども・若者に関する取組や政策を中心に置く「こどもまんなか社会」を目指す

●本市においても、 子どもや若者の「権利擁護」、「意見表明・社会参画」、「体験や活躍の場の提供」や、 子ども・若者を「社会で支える」取組を「全庁的」かつ「強力に」推進する必要がある。

【参考】こども大綱『こども施策に関する基本的な方針』（抜粋）

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の６本の柱を基本的な方針とする。

①こども･若者を権利の主体として認識し、その多様な人格･個性を尊重し、権利を保障し、こども･若者の今とこれからの最善の利益を図る

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども･若者が幸せな状態で成長できるようにする

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観･考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

【参考】子ども・若者・市民からの主な意見

【子どもの権利、意見表明・社会参画】
●大人の正解を押し付けないでほしい【子ども・若者】
●ブラック校則はやめてほしい【子ども・若者】
●子どもの意見を聞く機会を増やしてほしい【子ども・若者】
●公園の利用ルール（ボール遊びなど）を地域の人と話し合いたい【子ども・若者】
●図書館に子ども用の目安箱を設置してはどうか【大人】

【多様な体験・学び、遊び場・居場所】
●お金のことやコミュニケーションなどを学びたい【子ども・若者】
●AIなどのテクノロジーに触れる機会がほしい【子ども・若者】
●ボランティア募集情報を集約して発信してほしい【子ども・若者】
●酷暑の中でも使える遊び場がほしい【子ども・若者】
●中高生の居場所（自習やバンド活動など）【子ども・若者】
●友達と話したり勉強したり、自由に過ごせる場所【子ども・若者】

【子ども・若者にやさしい社会に向けて】
●大人が子どもの意見を聞く余裕が必要【大人】
●多世代交流をもっと促進できないか【子ども・若者、大人】
●ファミリーサポートセンターや子育てヘルパーなどの認知度を上げる必要【大人】

第４章　施策の展開【重点施策１（続）】

重点取組方針（こどもまんなか）

Ⅰ 子どもの権利を社会全体に浸透させ、将来を見据えたこどもの最善の利益を図る
＜こどものために考える＞

Ⅱ 子ども・若者の意見表明の機会の充実や、市政や社会への参画促進を行う
＜こどもが学び、考え、行動する＞

Ⅲ 多様な体験の提供や、活躍できる機会づくりを行う
＜こどもの育ちを促進する＞

Ⅳ 子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革を行う
＜こどもを社会全体で育む＞

こども・若者の意見など

意見表明機会の確保と社会参画機会の提供

①子ども・若者の意見表明機会の確保
・子どもの権利に関する子どもの意見表明支援

②子ども・若者の社会参画の促進
・市政に対する子ども・若者の意見聴取と社会参画機会の提供

重点施策１

多様な体験・活動の提供と居場所の確保

①多様な体験・活動の機会づくり
・自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験の提供
・文化や国際交流、起業教育など様々な学びの推進

②子ども・若者の居場所の創出
・年間を通じて安心して遊べる場の創出
・公共施設等における子ども・若者の利用しやすさの向上

子ども・若者を社会全体で支える取組の強化

①子ども・若者にやさしい社会のための意識改革
・子どもや子連れの人にやさしい案内、設備の充実
・子ども・若者・子育てを応援する地域や企業の好事例の共有と横展開

②社会全体で取組む仕組みづくり
・社会全体で支える子育て支援の充実
・子どものための基金を活用した事業の推進

【こどもまんなかの基盤】
こどもの権利の尊重・最善の利益の考慮

【こどもまんなか社会の実現に関する総合指標】 NEW
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合
令和5年度：15.7%（※）　⇒　令和11年度：70%

※ こども家庭庁「子ども政策の推進に関する意識調査」からの参考値

総合指標は、重点施策に限らず、計画全体を通じた本市の様々な取組や、国・県・事業者など様々な関係者の取組等により、その向上を目指す指標であり、目標値は計画期間内に到達したい水準として記載

第４章　施策の展開【重点施策２】 NEW

■重点施策２　少子化対策の推進

現況と課題

●令和5年12月、国において次元の異なる少子化対策として「こども未来戦略」が閣議決定。
●本市も、０～１４歳までの転入超過が９年連続全国１位の状況ではあるが、出生数や合計特殊出生率は減少傾向。より一層、少子化対策に取り組む必要がある。
●本市は他市と比較し、①出産が見込まれる１５歳～４９歳の女性人口の減少、②２０代女性の有配偶率や出生率が低い、③子どもが３人以上いる世帯の割合が低いといった課題が見受けられる。
●一方で、大規模開発等に伴い、人口が急激に増加した地域においては、保育所や学校など社会資源が不足するなどの問題も発生している

【参考】本市の出生数等の状況

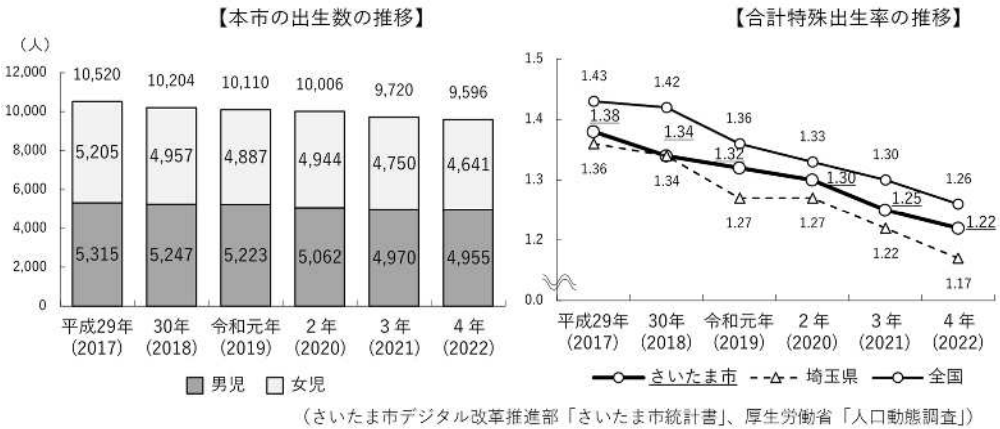

（さいたま市デジタル改革推進部「さいたま市統計書」、厚生労働省「人口動態調査」）

【参考】子育て支援策検証業務の「中間報告」における提言（抜粋）

提言１　若年層の結婚支援の充実

①結婚や子育てに対する負のイメージの払拭と不安の解消
- 20代未婚者の約７割が20代で結婚を希望
- 未婚者は結婚や子育てに希望を見出せず、不安を感じている

②婚活アプリ「恋たま」などを活用した出会いの創出
- 20代ではマッチングアプリが浸透
  ⇔「恋たま」は９割が知らない

提言２　父親の家事・育児促進

①テレワークの推進、家事・育児の分担
- 年代が上がるほど夫の家事・育児への参加割合が減少

提言３　社会全体で子育てを支える取組強化

①女性が子育てと仕事を両立しやすい職場づくり
- 特に女性は全ての年代で「子育てと仕事が両立できる多様な働き方に対する会社の理解促進」を希望

②祖父母世帯との近居促進（市内に実家のある若者へのアプローチ）
- さいたま市を住む場所に選んだ理由の第２位は、「親や親族等との近さ」
- 親世帯との近居（２㎞圏内）を望む人が約６５．２％

⇔子育て支援サービスの充実と多様な支援の担い手拡充

第４章　施策の展開【重点施策２（続）】

重点取組方針（少子化対策）

Ⅰ 若い世代の市内居住を増やすための取組みを強化する

Ⅱ 結婚・妊娠を希望する方への支援を強化する

Ⅲ 理想の数の子どもを持てるような環境づくりを行う

子育て支援策の検証など

若年層に対する結婚支援の充実

①結婚や子育てに対する不安の解消と希望の形成
- 結婚や子育てに関する啓発
- 若者を対象としたイベント・セミナー等の開催

②出会いの機会の創出
- SAITAMA出会いサポートセンターの加入促進
- 婚活イベントの開催

③結婚後の生活支援
- 結婚前後に必要な支援の充実

重点施策２

共育て・孫育ての推進

①「家事・育児は女性」役割分担意識の解消
- 男性の家事・育児促進に向けた意識啓発

②育児期を通じた柔軟な働き方の促進
- ワーク・ライフ・バランスの促進

③祖父母による子育て支援の促進
- 三世代同居・近居の促進

社会全体で子育てを支える取組の強化

①安心して子どもを預けられる環境の整備
- 幼児教育・保育と放課後児童対策の充実

②地域で子育てを支えあう仕組みづくり
- ファミリー・サポート・センター等の充実

③子育てと仕事を両立しやすい職場づくり
- 市内企業における女性活躍・両立支援の促進

連携

Ⅳ まちづくりやインフラ整備と連動し、適切な人口誘導を行う

【少子化対策に関する総合指標】NEW
①合計特殊出生率の向上
令和４年度：1.22　⇒　令和11年度：1.42（※１）
②０～14歳の転入超過数
令和５年：988人　⇒　令和11年：1,450人（※２）

総合指標は、重点施策に限らず、計画全体を通じた本市の様々な取組や、国・県・事業者など様々な関係者の取組等により、その向上を目指す指標であり、目標値は計画期間内に到達したい水準として記載

※１ さいたま市人口ビジョンの仮定値（令和17年までに1.6）を踏まえ、設定

※２ 平成30年～令和５年の実績値の平均を維持

第５章　子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保方策①

■ 市の将来推計人口と、基礎調査における教育・保育の利用意向を踏まえて算出

①－１保育所等 （認可保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業所、ナーサリールーム、家庭保育室、企業主導型保育事業）

●量の見込みの考え方

・人口推計、共働き世帯率、共働き世帯の申込率から算出
（①人口推計（歳児別）×②共働き世帯率＝③共働き世帯の子どもの数）×（④共働き世帯の申込率×⑤共働き世帯の申込率の平均増加率）＝⑥保育需要（見込み）

●確保方策の考え方

・将来的な保育需要の減少を見据え、認定こども園や子育て支援型幼稚園の普及、既存保育園の定員変更など、既存資源の活用を優先して対応していく。
・既存資源の活用では保育需要の増加に対応できない地域においては、認可保育所等を整備していく。

０～２歳児

【指標】利用希望者数（人）／定員（人）		現行プラン					次期プラン（案）				
		Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	Ｒ１１
量の見込み	計画値	13,771	14,507	15,246	15,515	15,894	15,422	16,079	16,946	17,450	17,872
	実績値	13,821	14,216	14,718	15,174	—					
確保方策	計画値	12,249	14,539	15,265	14,629	16,143	14,922	16,545	17,353	17,862	18,301
	実績値	12,180	13,577	14,412	14,631	—					

３～５歳児

【指標】利用希望者数（人）／定員（人）		現行プラン					次期プラン（案）				
		Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	Ｒ１１
量の見込み	計画値	14,449	15,264	15,801	15,489	16,023	17,310	17,667	18,173	18,678	19,310
	実績値	13,943	14,463	15,349	16,247	—					
確保方策	計画値	14,636	15,501	15,922	18,042	18,202	18,613	18,742	18,924	19,174	19,647
	実績値	14,542	16,563	17,686	17,998	—					

第５章　子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保方策②

①－２幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）

●量の見込みの考え方

・基礎調査の結果から国の手引きに基づき算出する。
・５歳児の推計児童数については、算出した推計児童数に令和２年～令和５年の４歳児から５歳児への増加率を踏まえて、補正。

●確保方策の考え方

これまでは、各年度の量の見込みを確保方策の値としていたが、確保方策の値を幼稚園・認定こども園の認可（利用）定員数とした方が、市内の幼稚園・認定こども園の整備状況を把握しやすいため次期プランから変更した。
なお、各年度の量の見込みに対して充足している状況である。

【指標】利用者数（人）		現行プラン					次期プラン（案）				
		Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	Ｒ１１
量の見込み	計画値	19,985	19,891	19,443	19,268	19,159	12,598	12,276	12,152	12,069	12,062
	実績値	17,420	18,550	16,710	15,568	―					
確保方策	計画値	19,985	19,891	19,443	19,268	19,159	22,436	22,436	22,436	22,436	22,436
	実績値	17,420	18,550	16,710	15,568	―					

②放課後児童クラブ

●量の見込みの考え方

・５歳児が翌年度１年生となった際に、どのくらいの割合が放課後児童クラブを利用しているのかの「移行率」を各区算出し、小学校１年生の見込みを算出してから小学校２～６年生を算出する。

●確保方策の考え方

待機児童の解消に向けて、民設放課後児童クラブの整備を進めるとともに、放課後子ども居場所事業のモデル事業の検証を踏まえ、全市展開について検討する。

【指標】利用希望者数（人）／受入可能児童数（人）		現行プラン					次期プラン（案）				
		Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	Ｒ１１
量の見込み	計画値	13,089	14,025	14,389	13,834	14,181	14,365	14,989	15,360	15,750	15,988
	実績値	12,128	11,827	12,411	12,800	―					
確保方策	計画値	13,089	14,025	14,389	13,834	14,181	15,587	16,187	16,595	17,083	17,463
	実績値	12,046	12,374	12,738	13,567	―					

第５章　子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保方策③

③地域子ども・子育て支援事業（主なもの）

事業名	指標		Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	Ｒ１１
時間外保育（延長保育事業）	量の見込み	利用実人数（人）	7,917	8,297	8,519	8,695	8,916
	確保方策		29,893	31,328	32,163	32,829	33,662
子どもショートステイ事業	量の見込み	延べ利用者数（人）	180	180	180	180	180
	確保方策	施設数（か所）	11	11	11	11	11
妊産婦・新生児訪問指導事業	量の見込み	訪問件数（件）	16,269	16,341	16,446	16,439	16,375
	確保方策		16,269	16,341	16,446	16,439	16,375
子育てヘルパー派遣事業（養育支援事業）	量の見込み	派遣件数（件）	40	40	40	40	40
	確保方策		40	40	40	40	40
単独型子育て支援センター事業	量の見込み	延べ利用者数（人）	152,500	153,800	156,500	156,400	155,600
	確保方策	施設数（か所）	10	10	10	10	10
保育施設併設型子育て支援センター事業	量の見込み	延べ利用者数（人）	76,419	77,053	78,419	78,351	77,963
	確保方策	施設数（か所）	56	56	56	56	56
一時預かり事業（保育所）	量の見込み	延べ利用者数（人）	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
	確保方策	施設数（か所）	80	80	80	80	80
一時預かり事業（単独型子育て支援センター）	量の見込み	延べ利用者数（人）	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
	確保方策	施設数（か所）	2	2	2	2	2
病児保育事業	量の見込み	利用申込者数（人）	6,469	7,469	7,749	7,749	7,749
	確保方策		11,070	11,070	11,070	11,070	11,070
ファミリー・サポート・センター運営事業	量の見込み	延べ利用者数（人）	16,500	16,700	16,900	17,000	17,200
	確保方策	提供会員数（人）	1,240	1,260	1,290	1,310	1,340

■ スケジュール

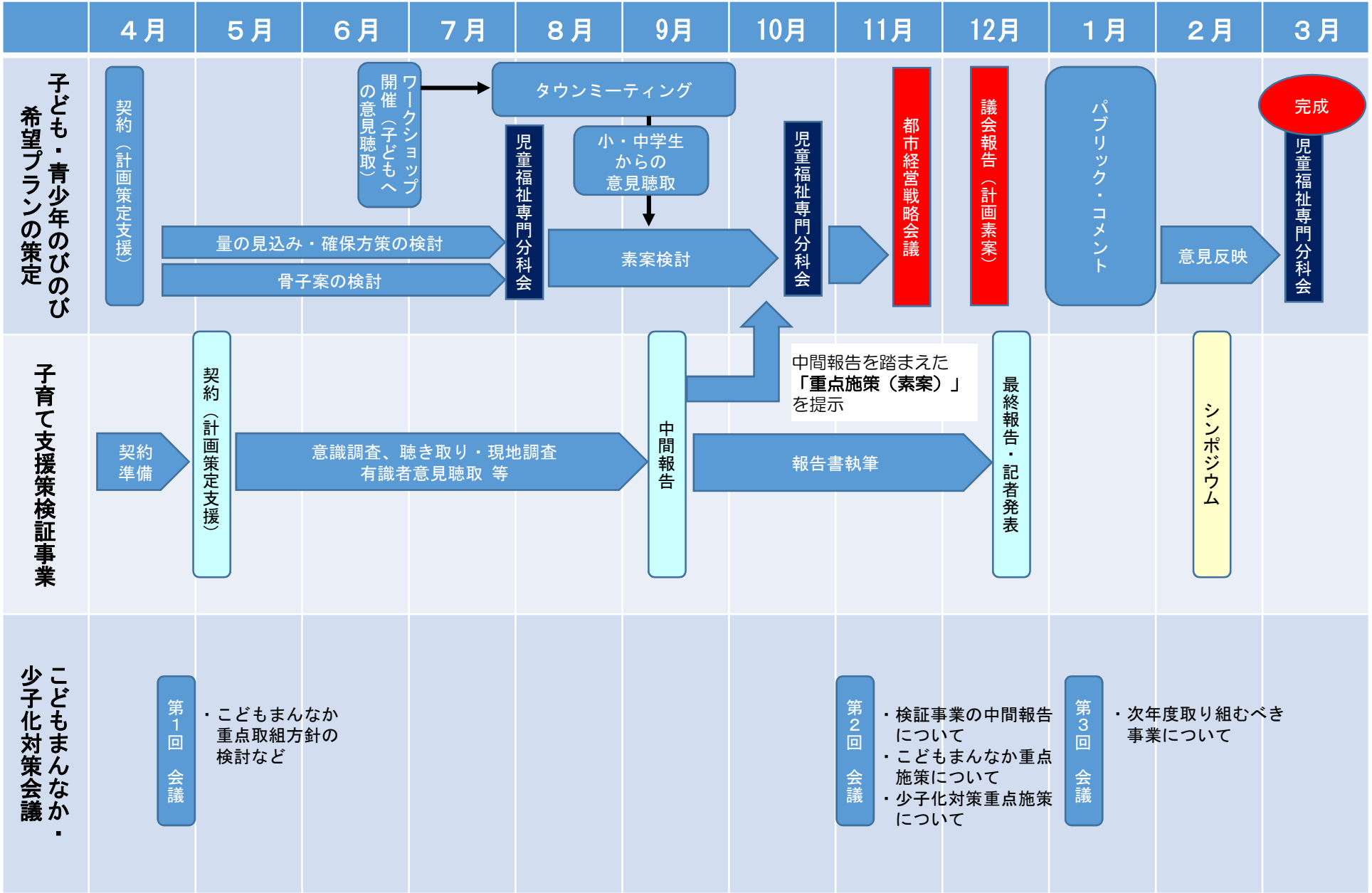
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月
子ども・青少年のびのび希望プランの策定
契約（計画策定支援）
ワークショップ開催（子どもへの意見聴取）
タウンミーティング
小・中学生からの意見聴取
児童福祉専門分科会
量の見込み・確保方策の検討
骨子案の検討
素案検討
児童福祉専門分科会
都市経営戦略会議
議会報告（計画素案）
パブリック・コメント
意見反映
完成
児童福祉専門分科会
子育て支援策検証事業
契約準備
契約（計画策定支援）
意識調査、聴き取り・現地調査
有識者意見聴取 等
中間報告
中間報告を踏まえた
「重点施策（素案）」
を提示
報告書執筆
最終報告・記者発表
シンポジウム
こどもまんなか・少子化対策会議
第1回 会議
・こどもまんなか重点取組方針の検討など
第2回 会議
・検証事業の中間報告について
・こどもまんなか重点施策について
・少子化対策重点施策について
第3回 会議
・次年度取り組むべき事業について